

---

**プロジェクト 中期運営方針の検討****項目 市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要**

---

**本資料の目的**

1. 本資料は、次の市場関係者に対する意見聴取（アウトリーチ）に関し、その概要を報告するものである。
  - (1) 財務諸表の作成者に対するアウトリーチ
  - (2) 利用者に対するアウトリーチ
  - (3) 監査人に対するアウトリーチ

**財務諸表の作成者に対するアウトリーチの概要**

2. 財務諸表の作成者（約 15 名）に対し、6 月 15 日にアウトリーチを実施した。
3. アウトリーチにおいて、下記の意見が聞かれた。

**日本基準の開発**

- (1) 我が国における会計基準に係る基本的な考え方について、『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）』の公表にあたって」では「企業経営に規律をもたらすべきもの」という記述があり、中期運営方針においても同じように記載することが適切と考える。
- (2) 今後開発される日本基準については、結論の背景に、米国基準と同様に、IFRS とどこに差異があるのか記載すべきではないか。
- (3) 原則として、連結と単体の両方に同様に適用されるものとして会計基準を開発し、今後もその方針に変わりはないとあるが、必ずしも同様でなくてもよいと考える。
- (4) 「日本基準の体系の整備」という言葉が頻繁に使用されているが、必要な会計基準がフルセットになっている状態を指すのか、あるいは有用な会計基準の開発に限るのかが明らかではなく、考え方を整理すべきである。

**国際的な会計基準の開発に関連する活動**

- (5) 今後、さらに IFRS の任意適用企業が増えていくことが予想される中で、IFRS の解釈の取組みは ASBJ に期待されるため、ASBJ でどう対応していくのか記載頂きたい。

**IFRS 第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 16 号**

- (6) 会計基準の開発に関する予見可能性を高めるため、4 つの項目うちの項目について優先的に検討を進めていくのか、明示して頂きたい。

- (7) IFRS 第 10 号「連結財務諸表」について、「IFRS 第 10 号等の適用後レビューの進捗を見た上で」連結・特別目的会社専門委員会において検討を行うとしているが、必ずしも優先順位を下げる必要はない。リサーチ活動から着手してもよいと考える。
- (8) IFRS 第 13 号「公正価値測定」におけるレベル別開示について、利用者からは特段多くの照会を受けていない。このため、検討にあたって、レベル別開示の導入を前提とした議論を行うべきではない。
- (9) IFRS 第 16 号「リース」の中で、「改正後の国際会計基準と米国会計基準は、借手の会計処理について、損益の認識方法が異なる」とあるが、損益の認識方法がどのように異なるかについて具体的に記載して頂きたい。
- (10) IFRS 第 16 号により、すべてのリース取引を原則としてオンバランスする処理は影響が大きく、我が国における会計基準の改訂に向けた検討について消極的な意見が聞かれている。

### 利用者に対するアウトリーチの概要

- 4. 利用者（約 10 名）に対し、6 月 13 日にアウトリーチを実施した。
- 5. アウトリーチにおいて、下記の意見が聞かれた。

### 国際的な会計基準の開発に関連する活動

- (1) ASBJ では、マイナス金利に関連する会計上の論点に関して、平成 28 年 3 月決算に緊急的に対応することを目的として、本年 3 月に議事概要を公表しているが、マイナス金利の環境は欧州でも広がっており、国際的にも会計上の取扱いが定まっていない分野であると理解している。リサーチ活動の強化の一環として、マイナス金利のリサーチに取り組んではどうか。

### IFRS 第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 16 号

- (2) IFRS 第 9 号「金融商品」において定められている非上場株式の公正価値の測定は忠実な表現になると考える。IFRS 第 9 号のうち、分類及び測定は重要な領域であるため、優先的に取り組むべきであると考えます。
- (3) IFRS 第 9 号における金融資産の減損会計は、見積りの要素が多く、現行の日本基準のほうが財務情報として有用であると考えます。このため、IFRS 第 9 号の減損を我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かにあたっては、慎重に検討すべきであると考えます。

**監査人に対するアウトリーチの概要**

6. 監査人（約 15 名）に対し、6 月 15 日にアウトリーチを実施した。
7. アウトリーチにおいて下記の意見が聞かれた。

**日本基準の開発**

- (1) 東京合意において検討対象とした国際会計基準のうち、日本基準に採り入れていない主なものの中に、「引当金の認識」（IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」）が含まれていない。日本基準の体系の中で、引当金は、包括的な会計基準が整備されていない重要な分野の一つであるため、記載すべきであると考えられる。

**IFRS 第 9 号、第 10 号、第 13 号、第 16 号**

- (2) 4 つの項目についてはいずれも目標時期や成果物が記載されていないため、それぞれがどのように議論が進展していくのかが理解しづらい。
- (3) IFRS 第 9 号の減損は、金融機関への影響が特に大きいと考える。金融行政とも密接な関係がある中で、ASBJ において議論を進めていくことが可能なのか疑問がある。
- (4) IFRS 第 10 号については、特別目的会社や信託などにおいて日本基準とは異なる考え方が導入されている。このため、取組みにあたっては優先順位を上げてもよいのではないかと考える。

以 上